

制約付き一般競争入札を行いますので、金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第3条の規定により公告します。

令和8年8月24日

金沢市公営企業管理者 松田 滋人
(公 印 省 略)

- | | | | |
|---|--------|-------|---------------------------|
| 1 | 入札対象工事 | 工 事 名 | 令和8年度 下水道取付管改築更生工事（8－1工区） |
| | | 工事場所 | 金沢市長土堀1丁目ほか2町地内 |
| | | 工 期 | 令和9年1月29日まで |
| | | 工事概要 | 浅野処理区 城西排水区 |
| | | | 取付管改築 |
| | | | 布設替工 N＝ 10箇所 |
| | | | 更生工 N＝106箇所 |

本工事は、電子入札対象工事とします。

- 2 予定価格 54,260,000円（税抜き）

- 3 入札参加資格 競争に参加できる者は、次の要件をすべて満たす者としします。
- ① 令和8年度の金沢市建設工事競争入札参加資格を有すること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、金沢市長が別に定める手続に基づく一般競争入札に参加する資格の再認定を受けていること。）。
 - ② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - ③ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の2第1項に規定する経営事項審査を受けた者であり、公告日から契約締結日まで有効期間が連続している経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下、「通知書」という。）を有する者であること。なお、「有効期間が連続している」とは、更新後の通知書の発行日が更新前の有効期限の満了日以前であることとする。
 - ④ 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
 - ⑤ 主たる営業所（令和6年告示第320号（建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格の審査の申請において提出した主たる営業所に関する誓約書の内容を全て満たしている営業所をいう。）の所在地が金沢市内であること。
 - ⑥ 公益財団法人日本下水道新技術機構の審査証明を受けた当該工事における更生管工法又は修繕管工法について、自社で施工できる権利を有すること。
 - ⑦ 高圧洗浄車、汚泥吸引車、TVカメラ車及び被膜作業車（切断工及び部分被膜工を施工可能な作業車）を自社で保有していること。
 - ⑧ 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者又は同条第1項に規定する主任技術者は、次の要件のいずれをも満たす者であること（現場代理人との兼務可）。
ア 前記工法の工法協会が実施する工法に関する研修又は講習を受講し、当該工法の施工技術の認定証等を有すること。
イ 下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理専門技士（修繕・改築）の資格を有すること。
 - ⑨ 平成23年4月1日以後に、金沢市発注の更生管工法又は修繕管工法による下水道管工事（契約額が130万円を超える（令和7年度に契約した工事は200万円を超える）工事に限る。）を元請又は下請として施工し、引き渡した実績を有すること。
ただし、元請として施工した工事にあつては、工事成績評点が65点以上であること。
 - ⑩ 次に掲げる者に該当する場合は、次に定める要件を満たすこと。
ア 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に金沢市発注の工事の竣工検査を受けた者当該竣工検査に係る工事成績評点の平均点が65点以上であること。
イ 令和7年8月29日から入札参加申込の受付期間の最終日までの間に金沢市発注の工事の竣工検査を受けた者 当該竣工検査に係る工事に、調査基準価格を下回った価格で契約した工事であつて、工事成績評点が60点未満のものが無いこと。
 - ⑪ 入札参加申込の受付期間の最終日から同工事の開札日までの間、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
 - ⑫ 本市の市税を滞納していないこと。
 - ⑬ **以下の工事の落札者でないこと。**

令和8年7月28日公告

・令和8年度 下水道取付管改築更生工事（6－1工区）

- 4 入札参加申込
手続 本市の電子入札システムにおいて、下記書類を添付の上、参加申込みをしてください。
◎競争参加申請書
受付期間は令和8年8月26日（水）午前9時から令和8年8月28日（金）正午まで（時間厳守）とし、電子入札システムで受け付けます。なお、やむを得ない事由^注により電子入札システムで申請できない場合は、紙により競争参加申請書及び紙入札方式承諾願、各2部を令和8年8月28日（金）午前9時から同日正午まで（時間厳守）に金沢市企業局企業総務課へ直接お持ちください。
- 電子入札システムにより添付する書類のファイルの名称は「令和8年度 下水道取付管改築更生工事（8－1工区）」とし、その前に括弧書きで会社名を付け加えてください。添付する書類の形式等は電子入札運用基準「3. 関係書類の提出」に従ってください。
- 注）やむを得ない事由の例示
- ① 電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再発行の申請（準備）中の場合
 - ② 商号又は名称・所在地・代表者の変更により、ICカードの取得が間に合わない場合
- 5 契約の条項等
を示す場所 金沢市建設工事請負契約書は、企業局企業総務課において、縦覧することができます。
- 6 設計図書等の
閲覧方法 設計図書等については、入札情報システムからダウンロードしてください。
（注）入札に参加する場合は、必ず設計図書を閲覧してください。
- 7 設計図書の質
問及び回答 設計図書に関して質問がある場合は、次に従い金沢市企業局企業総務課宛てに電子メールで送信してください。
質 問：令和8年8月28日（金）正午まで（必着）
回 答：令和8年9月 1日（火）までに、入札情報システムにおいて公開
- 送信先アドレス：k-soumu-keiyaku@city.kanazawa.lg.jp
注）電子メールの送信にあたっては、次のとおりとしてください。
- ① 質問（様式自由、記名のこと。）はPDF形式でファイル添付すること。
 - ② 添付ファイルの名称は、4（入札参加申込手続）の電子入札システムにより添付する書類のファイル名とすること。
 - ③ メールの件名は「設計図書の質問_令和8年度 下水道取付管改築更生工事（8－1工区）」とすること。
 - ④ メール送信後、企業総務課契約係（076-220-2614）に受信確認の電話連絡をすること。
- なお、電子メールで送信できない場合は、書面（様式自由、記名のこと。）により金沢市企業局企業総務課へ直接お持ちください。
- 8 入札執行場所
及び日時 金沢市広岡3丁目3番30号 金沢市企業局電子入札室
入 札 開 始 日 時：令和8年9月 9日（水） 午前 9時
入札書提出締切日時：令和8年9月10日（木） 午後 1時
開 札 日 時：令和8年9月11日（金） 午前10時40分
- 9 工事費内訳書
の提出 (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出してください。
(2) 工事費内訳書の様式は、6（設計図書等の閲覧方法）でダウンロードした設計図書中、『設計書』のファイルで作成してください（自由様式不可）。
(3) 工事費内訳書を提出しないときは、入札に参加できません。
- 10 入札参加資格
審査 開札時点では、落札を保留して、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者）を落札候補者として入札参加資格の審査を行います。
このため、入札参加申請者は、下記の書類について本工事の開札日時までに用意をしてください。
また、落札候補者とする旨の宣言又は通知を受けた者は、令和8年9月14日（月）正午まで〔時間厳守〕に企業局企業総務課宛てに電子メールで送信してください。
- 送信先アドレス：k-soumu-keiyaku@city.kanazawa.lg.jp
注）電子メールの送信にあたっては、次のとおりとしてください。
- ① 提出書類はPDF形式でファイル添付すること。
 - ② 添付ファイルの名称は、4（入札参加申込手続）の電子入札システムにより添付する書類のファイル名とすること。
 - ③ メールの件名は「入札参加資格審査_令和8年度 下水道取付管改築更生工事（8－1工区）」とすること。
- なお、電子メールで送信できない場合は、書面により金沢市企業局企業総務課へ直接お持ちください。

- (2) 経営事項審査の基準日が令和7年10月1日直前の通知書（写し）
（ただし、有効期間が満了している場合は直近の（写し）も提出してください。）
- (3) 同種・類似工事の施工実績及び配置予定技術者の資格調書
3（入札参加資格）の⑨の施工実績は、可能な限り工事実績情報システム（CORINS）に登録されている工事から選定してください（登録されていない工事でも記載可）。
記載した工事概要や契約内容が明確に分かる資料（CORINSカルテ、契約書、設計図書等）を添付してください（CORINSカルテに工事概要が記載されている場合は、カルテのみでも可）。
- (4) 3（入札参加資格）の⑤についての確認調書
- (5) 3（入札参加資格）の⑥及び⑧について確認できるもの
- (6) 3（入札参加資格）の⑦について、各車両の保有状況を確認できる書類等の写し
なお、(1)、(3)及び(4)の書類は、入札情報システムからダウンロードしてください。

- 11 落札者の決定 (1) 落札候補者の入札参加資格を審査し、落札候補者が入札参加資格を有していると認めた場合には、落札者として決定し、その旨を通知します。
なお、落札者とする旨の通知を受けた者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、金沢市企業局企業総務課に、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知してください。
(2) **令和8年8月24日付け公告の以下の工事に係る落札決定については、予定価格の高い順に落札候補者が存在する案件から実施します。また、以下の工事において、その一つの工事を落札した者（構成員を含む。）は、その他の工事の落札者となることができません。**
・令和8年度 下水道取付管改築更生工事（9－1工区）
・令和8年度 下水道取付管改築更生工事（7－1工区）
・令和8年度 下水道取付管改築更生工事（8－1工区）
- 12 入札保証金 免除
- 13 契約保証金 納付（契約を締結する者が納付すべき契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とします。）
ただし、金沢市契約規則の規定により契約保証金に代えて、担保を提供し、又は納付の免除を受けることができます。
- 14 契約書の要否 要
本工事は、電子契約対象工事です。電子契約又は書面による契約のいずれかを選択することができます。
- 15 支払条件 前金払 請負金額の40％以内
（契約金額が200万円以上の場合に限る。）
中間前金払 請負金額の20％以内
（契約金額が200万円以上の場合に限る。）
部分払 令和8年12月 15％以内、令和9年1月 21％以内
（契約金額が1,000万円以上、かつ、工期が100日を超える場合に限る。）
（前金払及び部分払の率は目安です。落札結果により変動することがあります。）
*ただし、中間前金払と部分払については、契約締結時にどちらかを選択（年度末の部分払は除く。）
- 16 入札に関する無効事項 (1) 入札参加資格のない者が入札した場合
(2) 入札に参加しようとする者が協定して入札した場合又は入札に際し不正の行為があった場合
(3) 同一事項の入札に対し二つ以上入札した場合
(4) 金沢市企業局所定の入札書を使用しない場合
(5) 入札者の記名押印がない場合又は入札書の記載事項が不明確な場合
(6) 入札書の記載事項を訂正し、訂正事項に訂正印がない場合
（ただし、入札金額を訂正した場合は、訂正印を押しても無効とします。）
(7) 予定価格を上回る額で入札をした場合
(8) 同一入札に参加する複数の者が次に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当する場合は、基準に該当した者の入札は無効として取り扱います。ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は有効として取り扱うものとします。
① 次に掲げる資本関係がある場合（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）
ア 親会社と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
② 次に掲げる人的関係がある場合
ア 一方の会社の役員が、他方の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

- ③ 事業協同組合等と組合員の関係にある場合
- ④ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

- (9) 3（入札参加資格）の⑬の要件を満たさない者が行った本工事の入札は、無効として取り扱います。
- (10) 令和8年8月24日付け公告の以下の工事の落札者が行った本工事の入札は、無効として取り扱います。
- ・ 令和8年度 下水道取付管改築更生工事（9－1工区）
 - ・ 令和8年度 下水道取付管改築更生工事（7－1工区）

- 17 最低制限価格制度 この入札には、変動型最低制限価格制度を適用します。
- 18 建設リサイクル法対象工事 この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事です。
- 19 その他の事項 (1) 当該工事の施工にあつては、必要な許可、技術者の選任等を含め、建設業法等の関係法令を遵守してください。
- (2) 入札書には、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載してください。
- (3) この公告及び詳細については、企業局企業総務課までお問い合わせください。 電話 (076) 220-2614
金沢市企業局ホームページ <https://www2.city.kanazawa.ishikawa.jp/>